

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：産業労働部

事業種名：工業団地・工業用地の造成

1 取組の概要

当該事業の実施にあたっては、条例に基づく環境影響評価を実施し、環境配慮方針の具体化に努めている。

調査・計画段階においては、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、緑豊かな地域の特性を活かし、産業集積と緑地の保全が両立した土地利用を計画した。

設計・実施段階においては、環境影響評価書に示された環境保全措置を講ずることにより、環境に配慮した工業団地の造成に努めていくこととしている。

2 主な成果

- ・環境配慮型建設機械の使用や資材搬入車両の分散等に努めることで、大気、騒音、振動などの環境負荷の発生抑制に配慮することとしている。
- ・造成工事における仮設沈澱池の設置による濁水等の排出抑制や透水性舗装の採用等による地下水等の涵養に努めることとしている。
- ・既存の樹林を可能な限り保全するとともに、植栽木は在来植物を中心に植栽することとし、動植物の生息・生育環境の保全を図ることとしている。また、生育環境が消失する希少植物については、周辺の類似環境に移植することで保全に努めていく。

3 今後の方針

環境影響評価書で定めた環境保全措置を講じていくとともに、定期的にモニタリングを実施することで実効性を高め、環境配慮方針の具体化に努めていく。

4 課題

特になし

5 事業一覧

別表－2のとおり

別表－２ 個別評価事業一覧

事業年度：平成 30 年度

部局名：産業労働部

事業種名：工業団地・工業用地の造成

番号	事業名	配慮事項 ・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合評価
1	農大跡地活用等推進事業	設計段階	44	41	93.2%	5
	合計		44	41		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 産業労働部

課・所・室名 次世代産業拠点整備担当

事業の種類	工業団地、工業用地の造成	事業名	農大跡地活用等推進事業
事業の規模	39.2ha	実施場所	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内
計画期間	平成27年度～令和2年度	段階	設計段階
事業の概要： 鶴ヶ島ジャンクション周辺地域に、先端産業・次世代産業などの成長産業を集積し経済の好循環を図っていくことを目的とし、農業大学校跡地に優良な産業用地を創出するもの 1 施行面積：39.4ha 2 事業期間：平成27年度～令和2年度			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 当該事業では、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、緑豊かな地域の特性を活かし、産業集積と緑地の保全が両立した産業基盤整備を基本とした。
- 条例に基づく環境影響評価を実施し、周辺環境への影響を回避または低減させるための環境保全措置を講ずることとしている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 10 工業団地、工場用地の造成に関する環境配慮方針

事業名	農大跡地活用等推進事業
-----	-------------

基本方向 1	地域別		配慮時期			チェック	
	農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							

基本的配慮事項 1
造成に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。

個別事項	個別事項						
	農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
① 農村環境との調和を図る。							
a 農業用水路の機能維持を図る。	○	○	○	○	○	—	—
b 生活道路の確保に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
c 水田の保水機能を継承した調整池を設置する。	○		○	○	○	—	—
d 屋敷林と同調した緑化の促進に努める。	○			○	○	✓	✓
② 山村環境との調和を図る。							
a 自然林の保全に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
b 在来植生に配慮した植樹を図る。	○	○		○	○	✓	✓
c ため池等の水源の機能維持に努める。		○	○	○	○		
d 表土の保全に努める。		○		○	○		
③ 既存市街地との調和を図る。							
a 住宅地との間に適正な緩衝帯の創設を図る。	○	○	○	○	○	✓	✓
b 生活道路の確保に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
c 工業団地の交通が既存市街地に流入しない道路配置を検討する。	○	○	○	○	○	✓	✓

基本的配慮事項 2
道路整備等各種基盤の整備状況との整合を図る。

個別事項	個別事項						
	農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
① 道路整備との整合を図る。							
a 都市計画道路との整合を図る。	○	○	○	○	○	✓	✓
b 国道等の幹線道路への接続に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
c 工業団地の発生交通量と通過交通量に配慮した道路整備に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
② 公共下水道整備との整合を図る。							
a 公共下水道の導入（公共下水道整備区域）を図る。	○	○	○	○	○	✓	✓
b 終末処理施設の設置（水源地域等の高度処理推進区域）に努める。	○	○	○	○	○	—	—
c 立地企業への適正排水の啓発（公共下水道未整備区域）に努める。	○	○	○		○	—	—
③ 河川改修との整合（良好な雨水排水）を図る。							
a 調整池の設置を図る。	○	○	○	○	○	✓	✓
b 比流量と整合した排水機等の設置を図る。	○	○	○	○	○	—	—
c 河道拡幅用地の確保に努める。	○	○	○	○	○	—	—
④ 水道整備との整合を図る。							
a 市町村水道計画と整合した導入業種の選定に努める。	○	○	○	○			
b 循環型水利用を促進する。	○	○	○	○	○	✓	
⑤ 緑地・公園整備との整合を図る。							
a 緑の回廊計画と整合した公園緑地整備に努める。	○	○	○	○	○	—	—
b 多自然型緑地・公園の整備に努める。	○	○	○	○	○	—	—

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		地域別		配慮時期			チェック	
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 3								
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。								
個別事項	① 大気汚染対策を適切に実施する。							
	a 工業用地のための環境目標値の設定を図る。	○	○	○				
	b 造成中の粉じん対策を図る。	○	○			○	✓	✓
	c 駐車場の周囲に樹木を植栽し、大気の浄化を図る。	○	○		○	○	—	—
	d 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○			○	✓	✓
	② 水質汚濁対策を適切に実施する。							
	a 工業用地のための環境目標値の設定を図る。	○	○	○				
	b 排水処理施設の設置に努める。	○	○		○	○	✓	✓
	c 地下水汚染防止対策に努める。	○	○		○	○	✓	✓
	③ 騒音・振動対策を適切に実施する。							
	a 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	○			○	✓	✓
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。【再掲】	○	○			○	✓	✓
	c 工事实施の時間帯の調整に努める。	○				○	✓	✓
	d 現況地形を極力生かし造成土量の抑制に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
	④ 地盤沈下対策を適切に実施する。							
	a 軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。	○			○	○	✓	✓
b 宅地における十分な盛土と圧密の促進を図る。	○			○	○	✓	✓	
⑤ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○			○			
⑥ 建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。	○	○		○	○	—	—	
基本的配慮事項 4								
雨水の地下浸透等地域の水循環の保全に配慮する。								
個別事項	① 水路における水循環の保全に配慮する。							
	a 地域の特性にあわせた水路切回しに努める。	○	○		○	○	—	—
	b 地下浸透型水路の使用を検討する。	○	○		○	○	✓	
	② 道路における水循環の保全に配慮する。							
	a 透水性舗装の採用に努める。	○	○		○	○	✓	✓
	b 浸透柵の採用に努める。	○	○		○	○	✓	
	c 定期的なメンテナンスに努める。	○	○		○	○	✓	✓
	③ 公園緑地における水循環の保全に配慮する。							
a 芝、土砂部など浸透面の確保に努める。	○	○		○	○	✓	✓	
b メンテナンス不用（自然）緑地の確保に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓	

基本方向2		地域別		配慮時期			チェック	
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保								
基本的配慮事項1								
ビオトープ創造等に基づき、野生生物の生息・生育空間の確保など地域の健全な生態系の維持に配慮するとともに、良好な樹林地その他の緑地、地域の自然景観、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。								
個別事項	① 野生生物の生息・生育空間の整備を図る。							
	a さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
	b 公園、調整池等へのビオトープ空間の創造に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
	c 希少動植物の保全を図る。	○	○		○	○	✓	✓
	d 鳥類誘致のための食餌木の植樹を図る。	○	○		○	○	✓	
	e 在来植生に配慮し、常緑樹、落葉樹、高木、低木など多様な樹種による植栽を図る。	○	○		○	○	✓	✓
	f 小動物等の移動が可能な緑地の連続性の確保を図る。	○	○		○	○	✓	✓
	② 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。							
	a 既存樹林を生かした土地利用計画に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓
	b 当該地域の地形、地質、気候等自然環境にあった郷土種の植栽に努める。	○	○		○	○	✓	✓
	③ 自然景観の保全を図る。							
	a 公園、緑地帯における植樹は、計画地周辺の在来植生を考慮し、周辺景観との違和感の軽減に努める。	○	○		○	○	✓	✓
	b 公園、散策路から山なみ等の遠景が眺望できるように努める。	○	○		○	○	—	—
	c 建築物の配置及び色彩等に配慮し、周辺景観への圧迫感の軽減、調和に努める。	○	○		○			
④ 歴史的環境等の保全を図る。								
a 文化財指定区域においては保存に努めるとともに埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓	
b 歴史的遺産を生かした公園緑地整備に努める。	○	○	○	○	○	—	—	
基本的配慮事項2								
開発等においては、良好な樹林地をできるかぎり保全するとともに、樹林地やその他の緑地、水辺空間など、自然的環境の創造を推進する。								
個別事項	① 樹林地の保全を図る。							
	a 既存樹林を生かした土地利用計画を策定し、そこに生育する植物種とこれに依存して生育している昆虫類、土壌動物を含む表土の保全に努める。	○	○		○	○	✓	✓
	② 水辺空間など自然的環境の創造に努める。							
	a 既存水路を生かしたせせらぎ等、自然に親しみやすい自然環境の整備に努める。	○	○		○	○	✓	✓
b 公園と調節池の一体化を図り、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。	○	○		○	○	✓	✓	

基本方向 3 自主的取組の推進	地域別		配慮時期			チェック			
	農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施		
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。									
個別事項	① 環境影響評価制度に基づく各種手続きを適切に実施する。								
	a	調査計画書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見の聴取に努める。	○	○		○			
	b	環境影響評価準備書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見を聴取し、これに対する見解を提示するとともに、評価書の公告・縦覧を行う。	○	○		○			
	② 事業完了時に実地調査結果等を公表する。								
	a	造成中における保全、創造状況の確認に努める。	○	○		○	○	✓	✓
	b	事業完了後の周辺への影響状況の公表を図る。	○	○		○	○	✓	✓
						実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
						93.2	44	41	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。